

第6期久留米市障害福祉計画および第2期久留米市障害児福祉計画の策定について

1 成果目標と活動指標について

障害者総合支援法および児童福祉法により、障害福祉計画および障害児福祉計画の策定は、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）に即して行うこととされている。

この基本指針において、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（以下、「成果目標」という。）」と「成果目標と成果目標を達成するための活動指標」を設定することが求められている。

2 成果指標について

(1) 国が求める成果目標

基本指針において、次期計画では別紙「資料1」のとおり、7つの目標を設定することとされている。

(2) 久留米市における成果目標（案）**協議事項1**

久留米市における成果目標（案）を別紙「資料2」のとおり作成していますので、ご意見等ありましたら書面協議書に回答をお願いします。

3 活動指標について

(1) 国が求める活動指標

基本指針において、障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援など種類ごとの必要な量の見込み、必要な見込量の確保のための方策を定めることとされている。

また、活動指標の設定にあたっては、現在の利用実績等に関する分析（数の推移等）、地域の実情などを踏まえて設定することが適当と示されている。

(2) 久留米市における活動指標（案）**協議事項2**

久留米市における活動指標（案）を別紙「資料3（P20～）」のとおり作成していますので、ご意見等ありましたら書面協議書に回答をお願いします。

（P17～19には、サービスの内容の説明も掲載。）

(3) 久留米市における活動指標(案)の考え方

① サービス見込量推計のための根拠資料

現計画期間(平成30年度～令和2年度)中の「実績の推移」、「久留米市障害福祉サービス事業所実態調査」を踏まえて、「資料4」のとおり見込量の推計資料を添付していますので、ご参照ください。

② 令和3年度～令和5年度までの見込量推計の基本的な考え方

(ア) 原則は、平成27年度から令和2年度実績見込までの5ヵ年の平均伸び率等で算出。

(イ) 障害福祉サービス事業所実態調査「相談支援事業所等から見た各サービスの過不足感」の回答において、「不足感」が「過剰感」の2倍以上のサービスは、「令和2年度実績見込」と「令和元年度までの平均伸び率等で算出した令和2年度推計値」のいずれか大きい数値を採用して算出。

③ 必要な見込量の確保のための方策

次期計画より、以下の5つの障害福祉サービス等は、障害者総合支援法又は児童福祉法に規定する総量規制の対象として、「必要なサービス量が確保できたと考える場合には新たな指定を行わないことも可能とする。」旨を記載。

○特定障害福祉サービス

①生活介護、②就労継続支援A型、③就労継続支援B型

○特定障害児通所支援

④児童発達支援、⑤放課後等デイサービス

国が求める成果目標

No.	項目	国が示す成果目標
1	施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ◆令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆今後は協議の場の活性化に向けた取組みが必要であり、市町村ごとの協議の場の内容に係る以下の事項について、活動指標として設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数、参加者数、協議の場での目標設定、評価の実施回数
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点を確保しつつ、その機能の充実のために年1回以上運営状況を検証及び検討することを基本とする。
4	福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度中に、令和元年度の一般就労移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする（就労移行支援事業1.30倍以上、就労継続支援A型事業概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業概ね1.23倍以上）。 ◆就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。 ◆就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
5	障害児通所支援等の地域支援体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 ◆令和5年度末までに、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 ◆令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 ◆令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
6	相談支援体制の充実・強化等 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
7	障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度末までに、市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。